

～お母さんと赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えるために～
妊婦健康診査費の助成事業
低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援事業

《望ましいとされる妊婦健康診査の回数》

安心して出産を迎えるために、妊婦健康診査を受けましょう。

妊娠初期	～23週（第6月末）	4週間に1回
24週（第7月）	～35週（第9月末）	2週間に1回
36週（第10月）	～分娩まで	1週間に1回



【マタニティマーク】
 マタニティマークは妊産婦さんを表す印です。
 川西市はマタニティマークを推奨します

《妊婦健康診査費助成事業》

助成対象者	妊婦健診受診日に <u>川西市に住民票のある方</u>	
助成対象期間	今回の妊娠～分娩までに実施した妊婦健康診査（国内の医療機関）	
助成回数・金額	14回まで合計100,000円（5,000円が11回、15,000円が3回）までを上限に助成	
助成方法 ⇒詳しくは裏面へ	<p>①助成券を使用する 兵庫県の協力医療機関契約をしている産科または婦人科の医療機関及び助産所 ※川西市内では、川西市立総合医療センター、高橋産婦人科医院、戸田医院、ふかみレディースクリニック、レディースクリニックかとう、しまざき助産院があります。</p> <p>②後日支給請求（返金手続き）する 県外の医療機関や上記※以外の産科または婦人科の医療機関及び助産所 妊婦健康診査費助成券交付前の妊婦健診に該当する分</p>	
助成内容	対象となる妊婦健康診査項目	対象とならない項目（例）
	妊婦健康診査費・検査費のうち 保険診療適用外の自己負担分 （自費）	保険診療による医療費、妊娠判定検査、超音波検査だけの受診（基本的な妊婦健康診査を含まない受診）、消費税、予防接種、文書料、入院費、分娩費、出産後の通院費、特定療養費、DVD、母親学級受講料、テキスト等購入費など妊婦健康診査ではないもの

《低所得妊婦の初回産科受診料支援事業》

低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料（妊娠判定に係る受診料）を助成します。対象となる方は、保健センターまでお申し出ください。

助成対象者	次の①～③すべてに該当する方 ①受診日に川西市に住民票がある方 ②住民税非課税世帯または生活保護世帯に属する方、または、これと同等の所得水準であると認められる世帯の妊婦 ③令和5年4月1日以降に、国内の産科医療機関等で妊娠判定のための受診をした方、又は妊娠検査薬で陽性を確認し受診予定の方
助成内容	妊娠判定のために初めて産科医療機関等を受診したときの費用（診察・尿検査・超音波検査等）の自己負担分を1回1万円を上限に助成。ただし、妊婦健康診査に該当するもの・保険診療分は除く。
申請方法	申請に必要な書類については、市ホームページを確認いただくか、保健センターまでお問い合わせください。

<妊婦健康診査費の助成を受ける方法>

①助成券を使用する

<利用方法>

- ◆ 受診の際、協力医療機関・助産所へ提出して下さい。

<留意点>

- ◆ 妊婦健康診査費助成券は、本人以外は使用できません。
- ◆ 一旦使用された助成券の券種、または請求された妊婦健康診査の上限額は変更することができません。
- ◆ 本市から転出された場合、転出日以降助成券の利用は出来ません。
転出先の市町村にご相談ください。
- ◆ 助成券は、妊婦健康診査 1 回につき、1 枚使用できます。
健康診査費が額面を超える場合は、自己負担となります。
- ◆ 健診費用が助成券の上限に満たない場合でも、差額の返金はありません。

②後日支給請求（返金手続き）

<利用方法>

- ◆ 健診費用を一旦負担いただき、全ての妊婦健康診査の受診終了後、保健センターに請求して下さい。

<留意点>

- ◆ 当該妊娠によるご出産後、なるべく早く（6か月以内）にご請求ください。
- ◆ 一旦使用された助成券の券種、または請求された妊婦健康診査の上限額は変更することができません。

請求に持参するもの

① 母子健康手帳

② 医療機関等発行の領収書（原本）と明細書

③ 通帳やキャッシュカードの写し

（振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できるもの）

④ 代理申請の場合は、申請者（妊産婦）の印鑑

（お持ちの方）

⑤ 残った助成券

⑥ 妊婦健康診査費受診状況報告書（医療機関・助産所記入のもの）

⇒母子健康手帳交付前の妊婦健康診査費を請求する場合

【川西市保健センター】

〒666-0016 川西市中央町 12-2

☎ 072-758-4721（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

FAX 072-758-8705